

ヨーロッパ人権条約をめぐる近時破毀院判例の動向

福 田 健太郎

- 第1章 はじめに
- 第2章 近時の破毀院判決
- 第3章 若干の分析
- 第4章 結びにかえて

第1章 はじめに

本稿は、私人間の紛争においてヨーロッパ人権条約を援用して結論を導く近時のフランス破毀院の判例を概観し、ヨーロッパ人権条約と国内法との関係をめぐる破毀院の姿勢の一端を明らかにすることを目的とするものである。

1990年代以降、フランスにおいてヨーロッパ人権条約が私法の領域に大きな影響を与えるようになってきていることについては既に指摘されている¹。契約法もその例外ではなく、1996年には破毀院第3民事部が、フランスの私法系統の最上級審として初めて、私人間の紛争解決にヨーロッパ人権条約を援用する手法を採用した²。1999年には、破毀院社会部も、判決文中でヨーロッパ人権条約に言及する判決を下すに至っている³。この2件の判決は、契約法に対してヨーロッパ人権条約が影響を及ぼしている例として、種々のテーズ⁴のみならず債務法の概説書⁵においても紹介され

¹ 詳細は、拙稿「フランス債務法におけるヨーロッパ人権条約の影響」*阪法*54巻3号197頁以下（2004年）およびそこで引用されている文献を参照。

² *Cass. civ. 3^e*, 6 mars 1996, *JCP* 1997, II, 22764, note Nguyen Van Tong ; *JCP* 1996, I, 3958, n° 1, obs. Christophe Jamin ; *D.* 1997, p. 167, note Bertrand de Lamy ; *RTDciv.* 1996, p. 1024, obs. Jean-Pierre Marguénaud ; *RTDciv.* 1996, p. 580, obs. Jean Hauser ; *RTDciv.* 1996, p. 898, obs. Jacques Mestre.

³ *Cass. soc.*, 12 janv. 1999, *D.* 1999, p. 645, note Jean-Pierre Marguénaud et Jean Mouly ; *RTDciv.* 1999, p. 358, obs. Jean Hauser ; *RTDciv.* 1999, p. 395, obs. Jacques Mestre. 1996年判決・1999年判決とも、詳細は拙稿・前掲注(1) 191頁以下参照。

⁴ V. Anne Debet, *L'influence de la Convention européenne des droits de l'homme sur le droit civil*, *Dalloz*, 2002, n° 428 et s, pp. 406 et s ; Julien Raynaud, *Les atteintes aux droits fondamentaux dans les actes juridiques privés*, Presses Universitaires d'Aix-Marseille, 2003, n° 72 et s, pp. 103 et s.

⁵ Muriel Fabre-Magnan, *Droit des obligations 1-Contrat et engagement unilatéral*, Presses Universitaires de France, 2008, n° 51, p. 115. 契約法は、徐々に、ヨーロッパ人権条約が規定する基本的権利・自由に従うことを余儀なくされてきているとする (p.114)。

ている。

もっとも、これら2件の判決のみをもって、あたかも破毀院の態度が固まっているかのように判断するのは危険であり⁶、破毀院の動向を正確に把握するためにも、前述の2判決以降の動きをフォローする必要がある。そこで、以下では、最近の破毀院判決の中から、ヨーロッパ人権条約を援用して私人間の紛争を解決しているケースを（ごく一部ではあるが）採り上げ、どのような場面でどのような判断が下されているのかを紹介し、ヨーロッパ人権条約をめぐるフランス破毀院の近時の態度を鳥瞰することにした⁷。

第2章 近時の破毀院判決

ここでは、先の1996年判決・1999年判決以降、債務法領域において破毀院が下した判決で、解決にあたってヨーロッパ人権条約を援用するもの⁸を採り上げ、事案の概要と判旨を中心に概観することにする。1996年判決は賃貸借契約に関するものであったため、以下では、まず、賃貸借契約をめぐる訴訟においてヨーロッパ人権条約がどのような形で援用されているのかということを確認したうえで、その後、労働契約領域の判例を見ていくことにする。ヨーロッパ人権条約を援用する判決は契約法の領域にとどまるものではないため、不法行為法領域で下された判決についても一瞥することにする。

第1節 賃貸借契約事案

1. 破毀院第3民事部2002年12月18日判決⁹

【事実】

事案の概要は次のとおりである。賃貸用のアパートマンからなる建物の所有者である賃貸人Y（投資管理会社）は、借借人Xに通知した後、柵を設置し、それまで自由に入れた入口を、日中は暗証番号で開き夜間は完全に閉まってしまう電動装置で閉じてしまった。これにより、建物へのア

⁶ 1996年の第3民事部判決が出された当時も、その後の展開については判例の蓄積を待つ以外に方法がなく、10件程度の判決が出ないと破毀院の態度は明らかにならないという見解が唱えられていた（Jean-Pierre Marguénaud, *op. cit.* (note 2), p. 1025.）。

⁷ 紹介する判決の取舍選択にあたっては、Muriel Fabre-Magnan, *op. cit.* (note 5), n° 51, p. 115のほか、Béatrice Moutel, *L'«effet horizontal» de la Convention européenne des droits de l'homme en droit privé français, Essai sur la diffusion de la CEDH dans les rapports entre personnes privées*, dir. Jean-Pierre Marguénaud, th. Limoges, 2006, n° 302 et s, pp. 254 et sを参考にした。もっとも、後者は、後述の「公正な均衡」という観点から選択した判例を紹介するものであり、その限りで、本稿で紹介する判例も「公正な均衡」という視点に傾斜したものになっている。

⁸ 判決文中でヨーロッパ人権条約に言及しているにすぎないものも一部含む。

⁹ Cass. civ. 3^e, 18 déc. 2002, Bull. civ. III, n° 262 ; ADJI 2003, p. 182, avis d'Olivier Guérin, avocat général, note Yves Rouquet.

クセスは、暗証番号か磁気カードで開くシステムが導入されている他の入口に限定されることとなった。Xは、Yに、宗教上の理由で、サバト（安息日）と祝日はこの開閉装置を使用することができないと告げ、鍵を使って開閉する錠を入口に設置することや出入りするための鍵を渡すことを求めて、Yを召喚した。

パリ控訴院（2000年10月27日判決）は、次のように判示し、Xの請求を認容した。すなわち、憲法によって保障された信教の自由と超国家的法文に照らすと、Xが、鍵を使って開閉する錠の設置を拒絶したことや希望する住人に鍵を渡すことを拒絶したことは、明らかに不法な侵害を引き起こすものである。合意は信義をもって誠実に履行されなければならない。補助的な錠の設置と鍵の製作は契約上の均衡を損なうものではない。

破毀申立てを受けた破毀院第3民事部は、次のように判示し、原判決を破毀、審理をヴェルサイユ控訴院に移送した。

【判旨】

民法典1134条、ヨーロッパ人権条約9条1項、9条2項¹⁰、1989年7月6日の法律6条aおよびc¹¹に照らすと、賃借人の宗教的信念に基づく上記の実践は、明示的な合意がない限り、賃貸借契約の領域に入ってこないものであり、賃貸人に対していかなる特別な義務をも生じさせるものではない。

2. 破毀院第3民事部2003年6月12日判決¹²

【事実】

事案の概要は次のとおりである。X社は、ある商業センターの一部屋をY社から賃借していた。X社がY社と締結していた賃貸借契約の16条には、賃借人は、当該センターの商人組合へ加入し、契約期間中（更新の場合も含む）は加入を継続しなければならない旨の規定があった。この規定に関して、X社は、組合への加入等を義務づける賃貸借契約16条は無効であると主張し、組合への加入名目で支払ってきた会費の返還を求めて、Y社を召喚した。

¹⁰ ヨーロッパ人権条約9条1項「すべての者は、思想、良心および信教の自由に対する権利を有する。この権利には、自己の宗教または信念を変更する自由ならびに、単独または他の者と共同して、かつ、公にまたは私的に、礼拝、教導、行事および儀式によってその宗教または信念を表明する自由を含む。」

同条2項「宗教または信念を表明する自由は、法律で定める制限であって、公共の安全のため、公の秩序、健康もしくは道徳の保護のためまたは他の者の権利および自由の保護のため民主的社會において必要なものみに服する。」

邦訳は、大沼保昭編集代表『国際条約集2004年版』143頁（有斐閣・2004年）による。

¹¹ 賃貸人の義務について規定した条文である。Loi n° 89-462 du 6 juillet 1989 tendant à améliorer les rapports locatifs et portant modification de la loi n° 86-1290 du 23 décembre 1986. ただし、この条文は、Loi n° 2006-872 du 13 juillet 2006 portant engagement national pour le logement (1)によって若干の修正がなされている。

¹² Cass. civ 3^e, 12 juin 2003, Bull. civ. III, n° 125 ; D. 2004, p. 367, note Camille-Marie Bénard ; JCP 2003, II, 10190, note Françoise Auque.

ニーム控訴院（2001年10月30日判決）は次のように判示し、X社の請求を退けた。すなわち、賃借人は、賃貸借契約の署名により受け入れた合意上の義務から逃れることはできない。この自由な約束は、問題となっている条項の無効から導かれる申立理由を理由のないものにする。

なお、控訴院は、これに加えて、次の各点も判断材料にしている。すなわち、賃借人は、何らかの方法で商人組合に加入することを強制されていたとは思えない、それから、賃借人は、加入以来、脱退したいと要請したこともなかった、という点である。

X社からの破毀申立てを受けた破毀院第3民事部は、次のように判示し、原判決を破毀、審理をモンペリエ控訴院に移送した。

【判旨】

ヨーロッパ人権条約11条¹³、1901年7月1日の法律4条に照らすと、すべての者は平和的な集会の自由および結社の自由を有し、そこには、自らの利益を守るために、他者と組合を結成しそれに加入する権利も含まれる。これらの権利の行使は、法律によって定められている制約で、国家の安全、公共の安全、秩序維持、犯罪防止、保健衛生や道徳の保護、他者の権利・自由の保護のために、民主主義社会において必要な措置を構成する制約以外の制約の対象とはなりえない。現在の条文は、正当な制約が、軍や警察あるいは行政によって、権利行使に課されることを禁止していない。期間の定めなく加わった結社のあらゆる構成員は、支払期日の来た分担金を支払った後は、反対の条項があったとしても、いつでも脱退することができる¹⁴。商人組合に加入し賃貸借契約の期間中そこに加入し続けることを賃借人に義務づける商事賃貸借条項は絶対的無効の瑕疵を帯びている。

3. 破毀院第1民事部2005年6月21日判決¹⁵

【事実】

事案の概要は次のとおりである。1987年生まれのA女は、非営利社団契約によって設立された私立Charles de Foucaud中学校に入ることとなった。両親（X夫妻）は、2000年6月26日の文書で、Aの入学許可の通知を受けたが、そこには、中学校の構内におけるベールの着用を禁止する内部規定を尊重することという条件が付されていた。そこで、同年9月14日、X夫妻は、この制限を解除

¹³ ヨーロッパ人権条約11条1項「すべての者は、平和的な集会の自由および結社の自由に対する権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し、これに加入する権利を含む。」

同条2項「1の権利の行使については、法律で定める制限であって、国の安全もしくは公共の安全のため、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課してはならない。本条の規定は、国の軍隊、警察またはいかなる行政機関の構成員による1の権利の行使に対して合法的な制限を課すことを妨げるものではない。」

邦訳は、大沼・前掲注(10)143-144頁による。

¹⁴ この部分は、1901年7月1日の法律4条の文言そのものである。

¹⁵ Cass. civ. 1^{re}, 21 juin 2005, Bull. civ. I, n° 271.

することを求めて、社団の管理者をレフェレの手続きに召喚した。

ドゥエ控訴院（2001年9月10日判決）はX夫妻の請求を退けたので、X夫妻が破毀申立てを行った。曰く、問題となっている状況は、この種の施設に課せられるところの、良心の自由を全面的に尊重して教育を提供し、出自・意見・信仰に関係なく平等にすべての生徒を受け入れる義務に照らして、明白に不法な侵害を構成し、新民事訴訟法典809条、教育法典L.442.1条に違反する。また、いかなる圧力的、挑発的、勧誘的、宣伝的行為も、非難された表現様式に付随していないのであるから、教育法典L.442.1条と人および市民の権利宣言10条に二重に違反し、生徒の宗教的信念を侵害するものである。

破毀院第1民事部は次のように判示し、X夫妻の破毀申立てを退けた。

【判旨】

原判決は、ベール着用の禁止（これは、提供される教育の中立性、生徒の良心の自由、宗教上の信念に害を与えるものではなく、単にこれ見よがしの表現方法に影響を与えるものにすぎず、私立の教育施設に関する1959年12月31日の法律、現在では教育法典L.442-1条以下に違反していない）は、学校組織や中学校固有の教育方針（の範疇）に属するものであり、出自・意見・信仰に関係なく平等に子どもを受け入れるという義務には違反していないし、ヨーロッパ人権条約9条に規定されているように、そして、ヨーロッパ人権裁判所によって解釈されているように、宗教を自由に表明する権利は絶対的なものではなく、それが想起させる他の要請と両立させられなければならない、と述べているのであり、明白に不法な侵害という申立理由はその基礎を欠く。

4. 破毀院第3民事部2006年3月22日判決¹⁶

【事実】

事案の概要は次のとおりである。マルティニークHLM（低家賃住宅）社は、1980年11月28日、アパートマンをX1女とY女に賃貸した。X1は成年の娘X2と一緒に居住させていたため、Yはその場所から立ち退いた後¹⁷、X2の退去を求めて、共同賃借人であったX1の娘X2を召喚した。その後、X1も自発的に訴訟手続に加わった。

原審（フォール・ド・フランス控訴院2004年1月23日判決）は、次のように述べ、請求を認容し、X1らに損害賠償名目での金員の支払を命じた。すなわち、X1は今日に至るまで賃貸借契約の共同義人である。賃貸借契約には個人居住条項があり、アパートマンの転貸借、譲渡、無償処分を禁

¹⁶ Cass. civ 3^e, 22 mars 2006, Loyers et copropriété 2006, n° 93, p. 8, note Béatrice Vial-Pedroletti ; LPA 26 juill. 2006, n° 148, p. 18, note Éric Garaud.

¹⁷ 予想外の雑居状態に嫌気がさして逃げ出してしまったというのが実情のようである (Jean-Pierre Marguénaud, La troisième chambre civile de la Cour de Cassation à la croisée des chemins d'influence de la Convention EDH sur le droit des contrats (Civ. 3^e, 22 mars 2006, Zéline, Petites affiches, 2006, n°148, p. 18 note E. Garaud ; Dr. et procédures, 2006. 263, obs. E. Bazin et Civ. 3^e, 8 juin 2006, Amsellem, Petites affiches, 2006, n°133, p. 9, note D. Fenouillet ; RJPF 2006, n°10, p. 12, note E. Putman), RTD civ. 2006. p. 723.)。

じているのであるから、未成年の子どもを除いて、共同名義人の一人は他の共同名義人に対して、第三者の存在を認めさせることはできない。にもかかわらず、X1は、賃貸借契約に照らして不法な状況の下で、成年の娘を当該場所に住ませた。

これに対し、破毀院はヨーロッパ人権条約8条1項¹⁸を援用し、次のように述べ、原判決を破毀した。

【判旨】

原審は、住居を個人的に占有している母親のもとにX2が居所を構えたと述べているところ、居住賃貸借契約の条項は賃借人から近親者を居住させる可能性を奪う効果をもちえないものであるから、固有に認定した事実から適法な結果を引き出さなかった控訴院は上記の法文に違反している。

第2節 労働契約事案

1. 破毀院社会部2001年10月2日判決¹⁹

【事実】

事案の概要は次のとおりである。Nikon France社は、Xを1991年4月22日に、技術者（地形測量部門の長）として採用した。1992年9月7日に、Xは、Nikon Corporation社とNikon Europe BV社の二社と秘密保持に関する合意を締結した。この合意は、二社によって伝達される秘密情報を漏洩することを労働者に禁止するものであった。1995年6月29日、Xは、重大なフォートを理由として解雇された。仕事のために会社から自由な使用を認められていた機器を個人的な目的のために使用したことが主たる理由であった。そこで、Xは、競業避止条項の反対給付の名目での金銭とともに現実的かつ深刻な理由のない解雇を理由とする損害賠償の支払を求めて、労働審判所に提訴した。

破毀院社会部は、ヨーロッパ人権条約8条、民法典9条、新民事訴訟法典9条および労働法典L.120-2条²⁰に照らすと、としたうえで、次のように述べ、原判決（パリ控訴院1999年3月22日）を破毀した²¹。

【判旨】

労働者は、労働している時間および場所においてさえ、私生活の尊重を受ける権利を有している。

¹⁸ ヨーロッパ人権条約8条1項「すべての者は、その私生活、家族生活、住居および通信の尊重を受ける権利を有する。」

邦訳は、大沼・前掲注(10)143頁による。

¹⁹ Cass. soc., 2 oct. 2001, D. 2001, p. 3148, note Pierre-Yves Gautier.

²⁰ 同条は、2007年3月12日のオルドナンス（Ordonnance n° 2007-329 du 12 mars 2007 relative au code du travail <partie législative>）12条によって廃止され、2008年5月1日以降は、労働法典L.1121-1条となっている。条文の文言は変わっていない。本判決が出された当時は旧法の時代であったので、判決の紹介においては基本的に旧規定のまま用いることにする。本稿で紹介するその他の判決においても同様とする。

²¹ 破毀院の判決は、Nikon France社の破毀申立てとXの付帯的破毀申立てに対してなされたものである。

ここでの私生活とは、特に通信の秘密を意味する。従って、使用者は、この基本的自由を侵害することなく、労働者によって送受信された個人的メッセージを、仕事のために使うことを認めている情報機器を通じて知ることができない。そして、これは、使用者がコンピュータの仕事外での使用を禁止していた場合でも妥当する。

にもかかわらず、Xの解雇が重大なフォートにより正当化されると判断するために、控訴院は、労働者が数時間の工作中、正規外の活動に携わっていたとし、この行動の立証を、労働者によって送受信されたメッセージの内容で根拠づけた。そのメッセージは、会社がXに使わせていたコンピュータの〈personnel〉というタイトルのファイルを調べて発見したものであった。控訴院は、上述の法文に違反した²²。

2. 破毀院社会部2002年11月26日判決²³

【事実】

事案の概要は次のとおりである。X女は、1993年1月6日、製薬研究所を経営しているA社（権利関係は後にY社に承継）の医療情報担当者（MR）として雇用された。Xは、全国製薬産業労働協約の戸別訪問員に関する付加文書1条が定義する職務に従って、決められた地理部門で職務を遂行していた。Xは、1997年7月10日の文書によって重大なフォートのために解雇された。医療情報に関する活動と会合についての虚偽の陳述とXの住居の近くで配置についていた上司が行った監視の後明らかになった費用に関する虚偽の申告がその理由である。

労働者の解雇が重大なフォートに基づくものであるとして請求を棄却するために、控訴院（ナンシー控訴院2000年2月23日）は、1997年6月12日と13日に労働者の住居の近くで配置についていた上司が行った労働者の活動の監視の不法性に由来する申立ては排除されなければならない、そして、労働者の行き帰りを詳述したにとどめた上司が行った監視報告書は、たとえそれが労働者のフォートの存在を証明するのに十分でなくても、そのことに対して決定的な証拠価値を与えるものであるだけに、使用者が労働者の説明の誠実さを疑い、従って、労働者の主張を客観的に確認する

²² 破毀院は、民法典1134条を援用しつつ、競業禁止条項についても判断を下している。この点についても控訴院判決破毀の判断がなされている。すなわち、控訴院は、機密情報の漏洩禁止は、競合会社に測量技師として勤めることを労働者に禁止するに等しく、秘密保持に関する合意はかかる競業禁止条項の諸効果を発生させると述べ、Nikon France社に競業禁止条項によって規定された補償金支払いを命じたが、破毀院は、次のように述べ、この判断を非難した。1992年9月7日に労働者とNikon Corporation社とNikon Europe BV社との間で締結された秘密保持に関する合意は、単に労働者に、二社によって知らされた、明示的に機密情報と分類された情報および特定の計画の進展を許すような性質の情報の漏洩を禁止するものである。本件に適用される全国冶金技術者・管理職労働協約28条が規定する競業禁止条項とは逆に、本合意は、労働者に、会社を辞めた後、競合会社の部門で勤務することを禁止しておらず、用語も明確で正確な秘密保持条項にそれが有していない効力を認めた控訴院は、この合意を歪曲し上記の法文に違反した。

²³ Cass. soc., 26 nov. 2002, n° de pourvoi 00-42401, D. 2003, p. 394, obs. Alexandre Fabre ; D. 2003, p. 1536, obs. Agathe Lepage.

ことを可能にするものである、と判示した。さらに、控訴院は、使用者は労働者に、上司の確認の文面を誠実に渡しており、またこれらの確認と対照的に、労働者は活動報告に載っている訪問を実現できず、虚偽の活動申告と職務上の費用申告を行ったことが確認された、ということをつけ加えた。そのうえで、労働者は労働契約および適用される労働協約の本質的な義務に違反し、予告期間の間でさえ契約関係の継続を不可能にしたと結論付けた。

これに対して、破毀院は、ヨーロッパ人権条約8条、民法典9条、新民事訴訟法典9条、労働法典L.120-2条を援用しつつ、次のように判示し、原判決を破毀、審理をコルマル控訴院に移送した。

【判旨】

これらの法文からは、労働者の活動を監視するための使用者の尾行は、それが、比例性に照らして、使用者の正当な利益によって正当化できない労働者の私生活侵害と必然的に結びつく以上、不法な証明手段となる。

使用者は、労働者の重大なフォートの存在を説明するために、尾行に基づいて上司によってなされた報告に立脚することができないのに、控訴院は上記のように判示した。控訴院は上述の法文に違反した。

3. 破毀院社会部2005年5月17日判決²⁴

【事実】

事案の概要は次のとおりである。X男は、1995年10月23日、デザイナーとしてY社に雇われた。Xは、1999年8月3日、重大なフォートを理由に解雇された。オフィスの机の引出しから猥褻な写真が発見された後、Xはコンピュータのハードディスクも調べられ、〈perso〉という名のフォルダから職務とは全く無関係なファイルが多数発見されたためである。

控訴院（パリ控訴院2002年11月6日判決）は次のように判示し、解雇は労働者の重大なフォートに基づいているとした。すなわち、使用者は労働者のコンピュータのファイルを開いたが、使用者は労働者の不在時に行われる組織的な点検（そのような点検は労働契約によっても内部規則によっても認められない）の枠内で行われたのではなく、Xの活動とは全く関係ない猥褻写真の発見の時に行われたものであるから、これは例外的な状況であり、コンピュータのハードディスクの内容を点検することができる。また、ファイルを開ける利用者以外の者を妨げるためにいかなる個人の暗証番号も労働者には与えられていないのであるから、ハードディスクへのアクセスは自由である。

破毀院は控訴院判決を破毀し、審理をヴェルサイユ控訴院に移送した。

【判旨】

ヨーロッパ人権条約8条、民法典9条、新民事訴訟法典9条、労働法典L.120-2条に照らすと、特

²⁴ Cass. soc., 17 mai 2005, pourvoi n° 03-40017.

定の危険または事件の場合を除いては、使用者は、労働者の面前あるいは正式に求められた場合にしか、自由に使えるコンピュータのハードディスク上に労働者によって個人的な内容をもつものとして作られたファイルを開くことができない。

当事者がいないのに行われた個人的なファイルの開封は、いかなる危険・事件によっても正当化できないものであり、控訴院は上述の法文に違反した。

4. 破毀院第2民事部2004年6月10日判決²⁵

本判決は労働「契約」に関するものではないが、本稿で分類した3つの類型の中では労働契約の中に入れるのが妥当であると判断したため、便宜上、この節で紹介する。

【事実】

事案の概要は次のとおりである。A社（Y社に権利関係が承継。そのB営業所は、障がいをもった労働者の雇用に関する労働法典L.323-1条〔当時〕の規定に服していた）は、同法典L.323-8-5条（当時）の適用のもと、雇用部門による地理的割り当てと営業所に登録された労働者の数について、D1とD2という2種類の用紙で、行政機関に年次報告を行わなければならなかった。この申告は、事業所委員会にも行わなければならなかった。申告に関して、事業所委員会は、1995年、1996年、1997年の分についてはD2用紙を付けるのを省略しており、行政側に提出した完全な報告書を提出しなかったとY社を非難し、遅延一日につき1万フランのアストラントの下で、当該文書の完全版の提出を求めて、レフェレ判事に、次いで、リヨン大審裁判所に提訴した。

Y社は、労働者の私生活の秘密をもちだして反論したものと思われるが、年次報告書の完全版を事業所委員会に提出するようY社に命じるにあたって、事実審判事は、D2用紙上に記載された情報は労働者の私生活に属するものではなく、従って、秘匿的性格を有していないと評価した。

破毀院は、次のように述べ、原判決を破毀、審理をグルノーブル控訴院に移送した。

【判旨】

ヨーロッパ人権条約8条と民法典9条を併せて鑑みるに、これらの法文によると、すべての者はその私生活の尊重を受ける権利を有し、限定列挙された特定の目的を探求する公権力の部門によってしか、その権利の行使に対して干渉することは許されない。

関係者の健康状態に関する情報は私生活に属するものであり、企業の経営陣を補佐しなければならない事業所委員会は、上述の法文の前者の意味における公権力ではないにもかかわらず、上記のような判断を下した控訴院はこれらの法文に違反した。

²⁵ Cass. civ. 2^e, 10 juin 2004, D. 2005, p.469, note Jean-Pierre Marguénaud et Jean Mouly ; JCP éd. E., 2005, 660, p. 726, note Julien Raynaud.

第3節 不法行為事案

1. 破毀院第1民事部2003年7月9日判決²⁶

【事実】

事案の概要は次のとおりである。A夫妻とその子どもが失踪するという奇妙な事件があり、非常にメディアを賑わしていたが、その事件に関する審理が法廷でなされていた2000年7月6日、**Figaro littéraire**（同名の日刊紙の付録月刊誌）は、Y女が執筆した4つのエピソードからなるひとつのシリーズの発売を発表した。シリーズのタイトルは「A博士の本当の物語」であった。同号は、最初の記事を直ちに配給し、第2の記事のタイトルも明らかにした。「Tillyの家」というタイトルで、翌週に発売されるものであった。

A妻の最初の婚姻で誕生したX1とX2の法定代理人であるC男は、既に行われている出版の広がりには息子や娘の私生活の侵害であると主張し、2000年7月12日、レフェレにおいて、他の3部の出版禁止命令（それを含む雑誌の差押命令を含む）を得た。

控訴院（カーン控訴院2000年7月21日判決）も、連続小説という形でX1、X2の私生活を侵害する諸要素を暴露することは、公衆の情報に対する正当な要求に応えるものではなく、単に読者の楽しみに応えるものとして不法であり、たとえA夫妻と子どもの失踪が活字メディアやラジオ・テレビで数多く報道されていたとしても、法廷で審理されている事件についてコメントするジャーナリストや作家の権利に属するものではない、と述べた。

Figaro社は、次のように主張して、破毀申立てを行った。すなわち、**Figaro**社に対して命じられた出版継続の禁止は、条文上、行われた侵害と比例した措置ではない。出版禁止は、私生活に対する侵害が耐えられないほどのものであり事実審判事による損害賠償の事後的な支払命令によっては補えない損害を引き起こす場合にしかレフェレにおいて命令できず、確認された事実からも本件は事前検閲が認められる例外的な場合には該当しない。判決はヨーロッパ人権条約10条に違反する。

これに対し、破毀院は、次のように述べ、破毀申立てを退けた²⁷。

【判旨】

私生活の尊重を受ける権利と表現の自由に対する権利は、ヨーロッパ人権条約8条、10条、民法典9条に照らして、同じ規範的価値を有しており、判事に、それらの均衡を探求するよう義務づけるか、場合によっては、最も正当な利益を最も保護する解決法を出すよう義務づける。(1) 私生活

²⁶ Cass. civ. 1^{re}, 9 juill. 2003, pourvoi n° 00-20289, JCP, II, 10139, note Jacques Ravanas.

²⁷ 破毀申立理由は2点あり、もう一点は次のとおりである。**Figaro**社とY女による申立てであるが、控訴院は、子どもの私生活、さらには母親の私生活を知らないまま家族生活の緊密性を考慮に入れて子ども（X1、X2）の訴権の受理可能性を承認しており、訴権を侵害の対象となった者に留保した民法典9条に違反するというものである。これに対しても、破毀院は、次のように述べ、破毀申立てを退けている。すなわち、控訴院判決は、第1のエピソードの諸要素が、A妻に関してなされた秘密の暴露を通して子どもの私生活への干渉に結びついていることを明らかにした後、当該干渉から子どもは上述の法文に基づいて訴える資格を得たと正確に結論づけており、申立てには理由がない。

の尊重は、情報伝達の任務を果たしているジャーナリストより、小説作品の著者に対してより強く要請される、(2) 記事の差し迫った出版に関する緊急性は、控訴院に、原告の私生活に対する侵害が生じないようにするためのあらゆる措置をとる権限を与えている、(3) Figaro社にどのような意図があったにせよ、第2エピソードの既に明らかになったタイトルは、X1、X2の家でもあるA夫妻の家を指している、(4) 私生活の新たな侵害を妨げる唯一の手段は出版の継続を禁止することである、と述べた控訴院の判断に誤りはない。

2. 破毀院第1民事部2005年6月14日判決²⁸

事案の詳細は不明であるが、予審で事件を担当した判事が当該事件に関する書物を出版するので、弁護士会が、レフェレ判事に、出版の差し止めを求めたという事案のようである。パリ控訴院は、審理が終結するまで出版を差し止める判断を下した。詳しく報じられた事実について対審での弁論がもはや行われないう状況において、予審で事件を担当した判事が書いた、事件に関する書物を出版するという出版社の決定は、防御権を明らかに侵害するものであり、差し迫った危険が訴訟の誠実な遂行に及んでいる、というのがその理由であった。

これに対して、破毀院は次のように述べ、パリ控訴院判決を破毀、審理をオルレアン控訴院に移送した。

【判旨】

ヨーロッパ人権条約10条2項と1881年7月29日の法律1条に鑑みるに、表現の自由の行使に対するあらゆる制約手段は、司法権の権威と公平さを保障するため、民主社会において、とりわけ他者の権利保護に必要なものでなければならない。

しかし、控訴院は、どの点で書物の内容が上述の法文1条によって保護された権利を侵害しているのかということを確認にしないまま上記のような判断を下しており、上記の法文に反する。

第3章 若干の分析

第1節 総説

前章では10件の破毀院判決を採り上げ、事案の概要と判旨を中心に概観してきたが、その対象領域は、賃貸借契約のみならず労働契約や不法行為の分野にまで及んでいる。また、そこで問題となった権利も、結社の自由、信教の自由、私生活の尊重を受ける自由、通信の秘密、表現の自由など多岐にわたっている²⁹。もっとも、事案の解決にあたって、ヨーロッパ人権条約を単独で援用しているものは少なく、大多数の判決は、民法典を始め、問題となる領域を規律する特定の国内法とともにヨーロッパ人権条約を援用している。

²⁸ Cass. civ. 1^{re}, 14 juin 2005, pourvoi n° 03-17730.

²⁹ ヨーロッパ人権条約の条文で言えば、8条、9条、10条、11条である。

前述のように、契約法は、徐々にヨーロッパ人権条約が規定する基本的権利・自由に従うことを余儀なくされてきているが³⁰、そのことの具体的な意味は実際の判例を分析することでしか明らかとはならない。以下では、前章で紹介した破毀院判決の判断方法を中心に検討し、破毀院がどのような態度でヨーロッパ人権条約に接しているのかということを見ていくことにする。

第2節 賃貸借契約事案

ヨーロッパ人権条約と賃貸借契約の問題を検討する際に忘れてはならないのが、1996年3月6日の破毀院第3民事部判決である³¹。近親者を同居させることを禁じる居住賃貸借契約の条項の有効性が問題となった事案において、破毀院は、「居住賃貸借契約の条項は、ヨーロッパ人権条約8条1項に照らすと、賃借人から近親者を宿泊させる可能性を奪う効果をもちえない」と判示したが、前掲破毀院第3民事部2006年3月22日判決は、ヨーロッパ人権条約8条1項に照らすと、「居住賃貸借契約の条項は賃借人から近親者を居住させる可能性を奪う効果をもちえないものである」と述べ、1996年3月6日判決を再確認した³²。もっとも、2006年3月22日判決は、ヨーロッパ人権条約8条を援用するだけで、上記の結論を導いており、ヨーロッパ人権条約8条を援用すればなぜそのような結論が導かれるのかという根本的な点については言及していない³³。

ヨーロッパ人権条約が保障する権利に優越性を認める姿勢は、結社の自由が問題となった前掲破毀院第3民事部2003年6月12日においても示されている。すなわち、ヨーロッパ人権条約11条を援用しつつ、「期間の定めなく加わった結社のあらゆる構成員は、支払期日の来た分担金を支払った後は、反対の条項があったとしても、いつでも脱退することができる」ところ、商人組合に加入し賃貸借契約の期間中そこに加入し続けることを賃借人に義務づける商事賃貸借条項は絶対的無効の瑕疵を帯びている」と判示しているのである。

しかし、ヨーロッパ人権条約を援用することが全く逆に作用する判例も存在する。前掲破毀院第1民事部2005年6月21日判決がそれであるが、そこでは、「ヨーロッパ人権条約9条に規定されているように、そして、ヨーロッパ人権裁判所によって解釈されているように、宗教を自由に表明す

³⁰ Muriel Fabre-Magnan, *op. cit.* (note 5), n° 51, p. 114.

³¹ Cass. civ. 3^e, 6 mars 1996, *préc. note* (2).

³² 2006年3月22日判決の意義は1996年判決を再確認したということにとどまらない。1996年判決は、控訴院の判断を是認する棄却判決であったのに対し、2006年判決は破毀院判決であり、原判決の破毀を正当化するためにヨーロッパ人権条約が用いられたという側面を有している。ある論者は、2006年判決を、条約条項の水平効、すなわち私人間関係への拡散の輝かしい強化であると評価する (Jean-Pierre Marguénaud, *op. cit.* (note 17), p. 723.)。2006年判決が破毀院院長の指揮のもとで下されたという事実もこのことを補強するものであるといえる (Ibid. Marguénaud は、人権条約の条項が、契約法の法源のひとつとして明確に再認識されたとする。V. aussi, Éric Garaud, sous Cass. civ. 3^e, 22 mars 2006, LPA 26 juill. 2006, n° 148, p. 20, note (12).)。

³³ Christophe Jamin, *op. cit.* (note 2), p. 339 の懸念は、2006年3月22日判決においてもなお妥当する状況にあるのである。

る権利は絶対的なものではない」という形で、ヨーロッパ人権条約が基本権制約の正当化理由として援用されているのである。この点については、前掲破毀院第3民事部2002年12月18日判決も、「賃借人の宗教的信念に基づく上記の実践は、明示的な合意がない限り、賃貸借契約の領域に入ってこないものであり、賃借人に対していかなる特別な義務をも生じさせるものではない」と述べているところである。

このように、同じ賃貸借契約に係る事案でありながら、私生活の尊重を受ける権利を規定するヨーロッパ人権条約8条を援用する場合と、信教の自由を規定するヨーロッパ人権条約9条を援用する場合とで結論が逆になっているわけであるが、破毀院の判決文を見る限りでは、その理由は明瞭ではない³⁴。

なお、ヨーロッパ人権条約を援用しているからといって、そうでない判決と比べて、結論が異なるわけではないということも指摘しておく必要がある。例えば、信教の自由に対する厳格な姿勢は、破毀院第3民事部2006年6月8日判決³⁵によっても確認されているが、そこでは、ヨーロッパ人権条約に特に言及することなく³⁶、アパートマンの共同所有規程の条項が、信教の自由に対して優越することが承認されている³⁷。

第3節 労働契約事案

労働契約へのヨーロッパ人権条約の介入を認めたリーディングケースと思われる1999年1月12日判決の判旨を確認しておこう。配置転換に伴う住所 (*domicile*) の変更を拒絶したために解雇された労働者が解雇の正当性を争った事案であるが、破毀院社会部は、次のような判断を下している。すなわち、「ヨーロッパ人権条約8条によると、すべての者は、その住所の尊重を受ける権利を有している。個人の、そして家族の住所選択の自由はこの権利の特性のひとつである。使用者によるこの自由の制約は、企業の正当な利益を保護するために不可欠で、要求された仕事を考慮に入れて、探求された目的に比例しているという状況においてのみ有効である」。「控訴院は住所を移転することが企業にとって不可欠であることを根拠づけておらず³⁸、また、労働者の職務権限がどの点で常

³⁴ Béatrice Moutel, *op. cit.* (note 7), n° 316 も、破毀院は、個人がもっている宗教を表明するという正当な利益がなぜ財産権に屈したのかを説明する必要があったとする。

³⁵ Cass. civ. 3^e, 8 juin 2006, LPA 5 juill. 2006, n° p. 9, note Dominique Fenouillet. ユダヤ教の祭典に際して一週間の間X夫妻がバルコニーに植物で小屋を建てたところ、アパートマンの共同所有者組合が、小屋の撤去を求めて、総会決議の名において、X夫妻をレフェレに召喚したため、X夫妻が総会決議の無効を求めたという事案である。

³⁶ 破毀申立理由の中にヨーロッパ人権条約9条への言及があるのみである。

³⁷ 判決の結論に対する批判も多い。Jean-Pierre Marguénaud, *op. cit.* (note 17), p. 725などは、7日の間ベランダの上に小枝で作った拡散もせず音もせず煙も臭いも出さない小屋を置いておくことが、どうすれば、耐え難いと評価されるのか、ハローウィーンの時には穴の開いたかぼちゃと骸骨を三週間支持するし、点滅するサンタクロースが隣人の家から消える日を3月15日まで待つではないかと厳しく批判する。

³⁸ 労働者は居所 (*résidence*) の移転を提案していたという事情がある。

にモンペリエ（配置転換先——引用者注——）にいることを必要としていたかを説明しておらず、労働者の住所選択の自由に対するこの侵害が、追求されていた目的と比例していることも根拠づけていないこれらの理由のみによって判示しており、その判断に適法な基礎を与えなかった」。

労働者の権利・自由は、労働法典L.1121-1条の保護対象となっている。同条は「何人も、達成すべき任務の性質によって正当化され得ない、そして目的と比例しない制限によって、人格権あるいは個人・集団の自由を侵害することはできない」と規定しているが³⁹、前章で紹介した判決もその多くが当時の労働法典L.120-2条を援用している⁴⁰。

労働契約をめぐる判決で注目されるのは、労働法典L.120-2条（現行L.1121-1条）の存在があるためか、労働者の権利制約はどのような場合に許容されるのかということが比較的詳細に説明されているという点である。例えば、前掲破毀院社会部2002年11月26日判決は、「労働者の活動を監視するための使用者の尾行は、それが、比例性に照らして、使用者の正当な利益によって正当化できない労働者の私生活侵害と必然的に結びつく以上、不法な証明手段となる」と述べているし、前掲破毀院社会部2005年5月17日判決も、「特定の危険または事件の場合を除いては、使用者は、労働者の面前あるいは正式に求められた場合にしか、自由に使えるコンピュータのハードディスク上に労働者によって個人的な内容をもつものとして作られたファイルを開くことができない」と判示している。

すなわち、これらの判決においては、会社の正当な利益と労働者の正当な利益を比較衡量するという姿勢が貫徹されているのである。一方の利益だけに条約上の権利性を認め、それを無条件に他の利益に優先させるという手法はとられていない⁴¹。

なお、前掲破毀院第2民事部2004年6月10日判決は、若干異質である。条約の垂直的効果と水平的効果を混同しているという点において学説からも批判されている判決であるが⁴²、ヨーロッパ人権条約を援用しているからといって、効力の及ぼし方に関する論理が裁判所によって正確に理解されているとは限らないということを如実に示すものといえる。

第4節 不法行為事案

前章で紹介した不法行為に関する破毀院判決は、いずれも表現の自由が問題となった事案であるが、いずれも当事者の利益の調整に注意を払っている点が注目される。すなわち、前掲破毀院第1

³⁹ 前述のとおり、改正前の労働法典L.120-2条と同じ文言である。

⁴⁰ ヨーロッパ人権条約と労働法典の他には、民法典9条が比較的頻繁に援用されている。民法典9条1項は、「各人はその私生活の尊重を受ける権利を有する」と規定しており、ヨーロッパ人権条約8条1項とよく似た規定となっている。

⁴¹ 前掲破毀院社会部2002年11月26日判決に関してであるが、Béatrice Moutel, *op. cit.* (note 7), n° 312 も、判決の論理は明快で支持できると述べている。

⁴² 詳細は、Jean-Pierre Marguénaud et Jean Mouly, *op. cit.* (note 25), p.470 を参照。破毀院は二重のミスを行ったと指摘する。

民事部2003年7月9日判決は、「私生活の尊重を受ける権利と表現の自由に対する権利は、ヨーロッパ人権条約8条、10条、民法典9条に照らして、同じ規範的価値を有しており、判事に、それらの均衡を探求するよう義務づけるか、場合によっては、最も正当な利益を最も保護する解決法を出すよう義務づける」とし、表現の自由と私生活尊重の権利がいずれもヨーロッパ人権条約で保障される権利であることを確認し、両者は同じ規範的価値を有しているということを強調したうえで、それらの権利の制約にあたっては、両者の利益を衡量した上で正当な均衡が確保される必要があるという結論を導いているのである。

前掲破毀院第1民事部2005年6月14日判決も、「ヨーロッパ人権条約10条2項と1881年7月29日の法律1条に鑑みるに、表現の自由の行使に対するあらゆる制約手段は、司法権の権威と公平さを保障するため、民主社会において、とりわけ他者の権利保護に必要なものでなければならない」として、条約上保障される権利が制約されうることを承認した上で、その制約のためにはどのような要件が満たされなければならないかということを慎重に検討している。

もっとも、これらの判決の判示事項そのものは、ヨーロッパ人権条約を援用しない判決においても確認できる。例えば、破毀院第1民事部2003年4月23日判決⁴³は、私生活の尊重を受ける権利を侵害するような雑誌記事が掲載されたことに関して出版社に損害賠償等を求めた事案において、「控訴院は、情報発表の自由と私生活・家族生活の尊重の権利との間で探した均衡を正当化した」と述べ、表現の自由と私生活の尊重を受ける権利の調整を試みた原審を支持する判断を下しているのである。

第4章 結びにかえて

債務法が徐々に人権条約に従わなければならなくなっていることは多くの論者によって述べられていることであるし⁴⁴、フランスの国内裁判所によっても実践されていることである。「ヨーロッパ人権条約に言及した破毀院の民事判例は非常に多いので、それらは今後明らかに公式の体系的整理の対象になるだろう」という趣旨のことを述べる論者もおり⁴⁵、現時点において、ヨーロッパ人権条約が私法領域における法源としての地位を獲得していることにもはや疑いの余地はなくなっている⁴⁶。

しかし、そのことの具体的な意味についてはなお検討が必要であるように思われる。例えば、契

⁴³ Cass. civ. 1^{re}, 23 avril 2003, JCP 2003, II, 10085, note Jacques Ravanas.

⁴⁴ 民法の条約化 (conventionnalisation) を指摘するものとして、Mélanie Samson, *Droit civil et droits de la personne au Québec et en France : conflit et réconciliation*, Jurisdoctoria n° 2, 2009, p. 107.

⁴⁵ Jean-Pierre Marguénaud, *op. cit.* (note 17), p.722.

⁴⁶ この点で、ヨーロッパ人権条約を民事紛争において援用する判決が登場した1996年当時と比べて、状況は大きく変化している。

約法あるいは不法行為法が人権条約規範に従わなければならないというときに、それが条約上の権利を制約する法律行為や事実行為に対して否定的な評価が下されることになるということ直ちに意味するののかという決してそういうわけではない。確かに、ヨーロッパ人権条約を援用して結論を導く判例の中には、そのような判例が存在することも事実である⁴⁷。しかし、信教の自由をめぐる判決⁴⁸などを見ると、正反対の結論が出されており、条約上の権利であるというだけで、それらの権利主体に有利な判断が下されるということがダイレクトに帰結されるわけでないことは明らかである。

そもそも私人間の関係において、一方の権利が他方の権利に対して絶対的に優先するなどということはあり得ない。通常は、他方当事者も条約上の権利を有しているのであるから、当然のことながら、それらの権利が衝突するという事態が生じるのである。そのような場合に、どちらかの権利を一方的に優先させるという判断を下すことはできないのであり、そこでは、必然的に一方の権利と他方の権利を調整することが必要になるのである。この観点から見ると、基本権の保障を謳う人権条約を民事紛争において援用することの意義は、まさにこのことを確認する点にあるということができるよう思われる。人権条約は基本権衡量の必要性を原理面で根拠付けているものであり、人権条約を援用するという事は、問題の本質が基本権の衡量にあるということを承認することにほかならないのである。逆に言えば、ヨーロッパ人権条約の援用は、結論においては目新しさをもたらすものではない。現に、前章までで紹介した破毀院判決の中にも、ヨーロッパ人権条約を援用するものとしめないものがあるが、それらの判決の間で決定的に結論が異なっているという事実は確認できないのである。

本稿の目的は、ヨーロッパ人権条約と国内法との関係をめぐる破毀院の姿勢の一端を明らかにすることであり、破毀院判決の評釈を行うことを主たる目的としているわけではない。しかし、それでもなお、賃貸借契約事案において見受けられるような基本権衡量の不十分さは指摘することが許されよう。前述のように、援用された条約や法律の条文からなぜ判決の示す結論が導かれるのかということに対する説明が不足しているのである。これに対して、労働契約事案⁴⁹や不法行為事案⁵⁰においては両当事者の正当な利益という点が考慮されており、とりわけ、不法行為に関する破毀院判決においては、権利間の調整という点に十分な注意が払われていることが見て取れる。そして、そこでの調整原理として活用されているのが「公正な均衡 (*juste équilibre*)」という概念である。

公正な均衡という概念は、ヨーロッパ人権裁判所判例にしばしば登場する概念であり⁵¹、比例原

⁴⁷ Cass. civ. 3^e, 6 mars 1996, préc. note (2), Cass. civ. 3^e, 22 mars 2006, préc. note (16).

⁴⁸ Cass. civ. 3^e, 18 déc. 2002, préc. note (9), Cass. civ. 3^e, 8 juin 2006, préc. note (35).

⁴⁹ Cass. soc., 17 mai 2005, préc. note (24)など。

⁵⁰ Cass. civ. 1^{re}, 9 juill. 2003, préc. note (26)など。

⁵¹ 江島晶子「ヨーロッパ人権条約が保障する権利」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』26頁（信山社・2008年）参照。

則と関連づけて論じられるものである。もとより、ヨーロッパ人権裁判所判例において探求される
ところの均衡というのは、あくまでも個人の利益と「一般利益」との間の均衡であり⁵²、私人と私人
の紛争を取り扱う国内裁判所において適用されているところの公正な均衡は、ヨーロッパ人権裁判
所において採用されているそれとは異なるものである。しかし、基本的な発想は共通しているもの
と思われ、破毀院が採用する公正な均衡に対する正確な理解のためには、国内裁判所に持ち込まれ
る事件とヨーロッパ人権裁判所に持ち込まれる事件の性質上の差異を明確に意識した上で、表現の
自由と私生活の尊重を受ける権利をめぐるヨーロッパ人権裁判所判例の判例法理⁵³を精査すること
が不可欠となる。今後の課題である。

[付記] 本稿は科研費（課題番号 20730055）による研究成果の一部である。

⁵² Jean-Pierre Marguénaud, *La Cour européenne des droits de l'Homme*, 4^e éd., Dalloz, 2008, p.57.

⁵³ 伝統的に表現の自由に優位性を認めてきたヨーロッパ人権裁判所が、条約によって保障された基本権相互
の公正な均衡の探求に方向を変えていることを指摘するものとして、Lyn François, *Le conflit entre la
liberté d'expression et la protection de la réputation ou des droits d'autrui : la recherche d'un <juste
équilibre> par le juge européen*, D. 2006, p.2953.